

各総合振興局（振興局）長 様

保健福祉部長

計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について

計画停電の実施に備えた医療機関、社会福祉施設及び在宅患者等の対応については、本年6月14日付け医薬第960号により通知したところですが、今般、厚生労働省医政局から、計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について連絡がありましたので、次のことに留意いただき、貴管内の医療機関、訪問看護ステーション、医薬品卸売販売業者及び高度管理医療機器等販売（賃貸）業者並びに市町村及び郡市医師会等関係団体に周知をお願いします。

なお、各保健所設置市及び全道域の関係団体に対しては、別途通知していることを申し添えます。

記

1 計画停電の実施手順等について

国及び北海道電力作成資料から、計画停電の運用、実施する際の手順及びグループ割りの確認方法等を抜粋し、別紙1のとおりまとめたので、医療機関等においては、事前に確認願いたいこと。

2 計画停電に備えた事前の対応について

万が一、計画停電が実施された場合においても、患者の生命・健康に支障が生じないように、また、人工呼吸器等を使用する在宅患者の対応に万全を期すため、医療機関等においては、別紙2の「計画停電が実施された場合に備えた対応」による事前の対応をお願いしたいこと。

なお、水道や都市ガスの停止に備えた対応に関する事項及び電力会社からの貸与等による小型発電機の使用に関する事項を追加しているので、留意願いたいこと。

3 在宅患者の対応について

さきに実施した「人工呼吸器等を使用する在宅療養患者の状況調査」において、3時間程度の停電に対応する準備が整っていない在宅患者がいる場合には、当該医療機関において、早急に別紙2の事前の対応を行うとともに、保健所は、計画停電の対象期間となる7月23日の前週までに、その対応状況等について確認すること。

4 人工呼吸器等を使用する在宅療養患者の緊急相談窓口について

国においては、人工呼吸器等を使用する在宅患者・家族、療養を担当している主治医や訪問看護ステーションからの緊急相談を受けるため、別紙3の医療機関に相談窓口を設けているので、医療機関等に周知願いたいこと。

なお、総合振興局（振興局）における相談窓口の設置については別途通知すること。

医 薬 第 1 1 2 0 号

平 成 2 4 年 6 月 2 8 日

札 幌 市 長 様
旭 川 市 長 様
函 館 市 長 様
小 樽 市 長 様

北海道保健福祉部長

計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について

計画停電の実施に備えた医療機関、社会福祉施設及び在宅患者等の対応については、本年6月14日付け医薬第960号により通知したところですが、今般、厚生労働省医政局から、計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について連絡があり、別添写しのとおり各総合振興局（振興局）を通して、医療機関、訪問看護ステーション、医薬品卸売販売業者及び高度管理医療機器等販売（賃貸）業者並びに市町村及び郡市医師会等関係団体に周知しました。

つきましては、貴市におかれましても、所管の関係施設等に対し、計画停電に備えた準備及び在宅患者等に対する適切な対応についてご指導いただきますよう、特段のご配意をよろしく願いします。

担 当 （TEL代表 011-231-4111 内線 25-350）

医療政策局医療薬務課医務薬務G 主査（医務）栗原

医 薬 第 1 1 2 0 号

平成 2 4 年 6 月 2 8 日

社団法人北海道医師会長 様
社団法人北海道歯科医師会長 様
一般社団法人北海道薬剤師会長 様
社団法人北海道看護協会会長 様
特定非営利活動法人北海道病院協会理事長 様
北海道病院薬剤師会長 様
公益社団法人北海道臨床工学技士会長 様
北海道医薬品卸売業協会会長 様
北海道製薬協会会長 様
北海道医療機器販売業協会会長 様
一般社団法人日本産業・医療ガス協会北海道地域本部長 様

北海道保健福祉部長

計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について

計画停電の実施に備えた医療機関、社会福祉施設及び在宅患者等の対応については、本年6月14日付け医薬第960号により通知したところですが、今般、厚生労働省医政局から、計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について連絡があり、別添写しのとおり各総合振興局（振興局）を通して、医療機関や事業者に対し、必要な対応について依頼したところです。

つきましては、貴会におかれましても、本対応が適切に推進されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

担 当 （TEL代表 011-231-4111 内線 25-350）

医療政策局医療薬務課医務薬務G 主査(医務) 栗原

計画停電の実施手順等について

～ 国及び北海道電力作成資料からの抜粋 ～

各医療機関等においては、月間カレンダーを確認の上、日ごろから計画停電に関する政府からの発表や報道等に御注意ください。

また、月間カレンダーで電力供給がひっ迫する可能性のある時間には、可能な限り人工透析や手術等を避けるなど、あらかじめ計画的な日程を組むなどの対応をお願いします。

1. 計画停電の運用

(1) 停電期間及び時間

計画停電の対象期間は、7月23日～9月14日の平日（8月13日～15日は除く）とします。

1回の停電時間は2時間程度。停電時間帯は、8時30分～21時。

(2) 事前の公表

計画停電の月間カレンダーは北海道電力ホームページ、折込広告等で周知されます（公表済み）。

2. 計画停電を実施する際の一般的な手順

前もって電源脱落等が予測できる限り、計画停電で対応します。

なお、突発的な電源脱落等の場合には、緊急的に一部のエリアが停電する場合があります（この場合、影響緩和措置を講じた医療機関であっても停電します）。そのまま供給力不足が続く場合、予告した上で計画停電に移行します。

計画停電を実施する際の一般的な手順は以下のとおり。

- ① 他社から電力融通を受けても、需給がひっ迫する電力会社の供給予備率が3%を下回る見通しとなった場合、前日18時を目途に、政府から、当該電力会社管内に対し、「需給ひっ迫警報」を発令。
- ② 当日朝9時を目途に政府から「需給ひっ迫警報（続報）」を発令。その後も需給状況の変化を踏まえて、必要に応じ、続報を発令。
- ③ 引き続き、需給のひっ迫状況が解消されない場合、電力需給がひっ迫し、計画停電を開始する可能性がある時間の3～4時間前に、政府から「緊急速報メール」を発信し、電気の利用を極力控えることを要請。
- ④ 引き続き、需給ひっ迫状況が解消されず、最大限の融通を受けても供給予備率が1%程度を下回る見通しとなった場合、計画停電を実施する可能性がある時間帯ごとに、その2時間程度前に、電力会社から計画停電の実施を発表。

（注）大型発電機の計画外停止が重なり短時間に需給がひっ迫した場合等においては、「需給ひっ迫警報」や「緊急速報メール」を発信することなく計画停電を実施する場合があります。

3. グループ割りの確認方法

あらかじめ全道を60グループに分割し、グループ単位で計画停電する地域を特定することによって、必要最小限の地域のみで停電を実施します。

各施設がどのグループに所属するかについては、次の方法で確認できます。

- (1) 北海道電力が「電気ご使用量のお知らせ」及び「Web料金お知らせサービス」に、各施設の属する計画停電グループ（グループ01～60）を掲載し、個別にお知らせします。（7月分検針より開始）
※ 影響緩和措置対象施設及びこれと同じ配電線に接続されている計画停電を行わない施設については、グループ番号88と表示します。
- (2) 計画停電グループが記載された住所一覧を北海道電力ホームページからダウンロードできるようになります（7月2日開設予定）。また、郵送を希望する施設については、北海道電力の担当事務所より住所一覧を送付します。
- (3) 北海道電力ホームページ上において、利用場所住所やお客さま番号により、施設が属する計画停電グループの特定が可能になります（7月2日開設予定）。

4. ホームページアドレス等

【計画停電に係る総合案内】 <http://www.hepco.co.jp/safetynet/index.html>

【月間カレンダー】 <http://www.hepco.co.jp/safetynet/pdf/calendar.pdf>

【グループ割りの確認方法】 <https://www11.hepco.co.jp/kteidn/search.do>（7月2日開設予定）

【コールセンター】 0120-55-7880（7月2日開設予定）

計画停電が実施された場合に備えた対応

H24. 6. 28

1. 医療機関及び社会福祉施設等における対応

医療機関及び社会福祉施設等(※1)においては、停電時における施設設備や業務への影響について分析を行うとともに、次の点を踏まえ、入院患者・入所者等の安全確保等に支障を生じることのないよう、その対応について事前の準備をお願いします。

- (1) 自家発電装置の点検及び燃料の確保
- (2) 自家発電装置から電力を供給する設備、医療機器等の確認
- (3) ナースコールや患者モニター等が使用できない場合の看護師、介護職員等による見回りの強化
- (4) 機能訓練、入浴等のスケジュールの変更
- (5) 温度管理に注意を要する医薬品(ワクチン、血液製剤等)の保管方法の確認
- (6) 給食の提供方法の確認
- (7) エレベーター停止などの事故防止対策
- (8) 水道や都市ガスの停止に備え十分な貯水と代替燃料の確保
- (9) その他停電による影響に備えた対応

なお、社会福祉施設等においては、上記の対応に加え、入所者等の健康状態や生活において支障を来すことがないように、医療機関等との十分な連携を確保するようお願いします。

(※1) 社会福祉施設等とは、老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法、児童福祉法及び生活保護法に規定する施設及び事業所であって、利用者が入所又は通所するものをいう。以下、同じ。

2. 人工呼吸器等を使用する在宅患者を診療している医療機関における対応

人工呼吸器や酸素濃縮装置、痰吸引器などの医療機器を使用している在宅患者や施設入所者(以下「機器利用者」という。)を診療している医療機関においては、医療機器メーカーや医療機器販売(賃貸)業者等と十分な連携のもと、機器利用者の生命に危険が及ばないように、次の対応をお願いします。

- (1) 人工呼吸器等の内蔵バッテリーの有無と持続時間及び作動の確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
- (2) 電源異常時アラームの作動の確認
- (3) 蘇生バッグの準備
- (4) 酸素濃縮装置を使用している機器利用者に対する酸素ボンベの配付と使用方法の確認
- (5) 痰吸引器を使用している機器利用者に対する必要な対応の検討
- (6) 機器利用者に対する医療機器メーカーの24時間相談窓口や、医療機関等の緊急連絡先の周知の徹底
- (7) 機器利用者の状態に応じ、代替機器の貸出や医療機関への一時受入などの準備
- (8) 在宅患者が電力会社からの貸与等により小型発電機を使用する場合に、安全性に配慮した使用方法の確認
- (9) 水道等の停止に備え、在宅人工透析を行う患者等の対応の確認

3. 市町村及び訪問看護ステーション等における対応

市町村においては、機器利用者の状況等について十分把握し、医療機関等との十分な連携のもと、必要な支援をお願いします。

また、訪問看護ステーション、訪問（居宅）介護事業所（登録特定行為事業者に限る。）及び社会福祉施設等においては、機器利用者を診療する医療機関が実施する上記2の対応が適切に行われるよう、医療機関と十分に連携し、訪問体制を確保するなど、必要な対応をお願いします。

4. 医療機器メーカー等における対応

医療機器メーカー及び医療機器販売（賃貸）業者においては、医療機関、訪問看護ステーション、訪問（居宅）介護事業所（登録特定行為事業者に限る。）及び社会福祉施設等と十分に連携し、上記2の対応が適切に行われるよう、必要な対応を行うとともに、機器利用者の生命に危険が及ばないよう次の対応をお願いします。

- （1）医師の指示により、外部バッテリーの貸与や酸素ポンベの配付
- （2）医師の指示により、機器利用者の状態を踏まえた適切な機器への速やかな切り替え
- （3）外部バッテリーや酸素ポンベ、代替機器の在庫の確保

5. 医薬品卸売販売業者等における対応

医薬品卸売販売業者及び血液センターにおいては、医療機関等に対し、温度管理に注意を要する医薬品（ワクチン、血液製剤等）に関する品質確保や保管方法等の情報を提供するなどの対応をお願いします。

各医療機関の長 様
各訪問看護ステーション管理者 様
各医薬品卸売販売業者 様
各高度管理医療機器等販売（賃貸）業者 様

北海道〇〇総合振興局（振興局）
保健環境部〇〇〇〇長

計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について

計画停電の実施に備えた医療機関、社会福祉施設及び在宅患者等の対応については、本年6月〇日付け〇〇第〇〇号により通知したところですが、今般、厚生労働省医政局から、計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について連絡がありましたので、貴職におかれましては、次のことに御留意いただき、特段のご配慮をお願いします。

記

1 計画停電の実施手順等について

国及び北海道電力作成資料から、計画停電の運用、実施する際の手順及びグループ割りの確認方法等を抜粋し、別紙1のとおりまとめたので、医療機関等においては、事前に確認願いたいこと。

2 計画停電に備えた事前の対応について

万が一、計画停電が実施された場合においても、患者の生命・健康に支障が生じないように、また、人工呼吸器等を使用する在宅患者の対応に万全を期すため、医療機関等においては、別紙2の「計画停電が実施された場合に備えた対応」による事前の対応をお願いしたいこと。

なお、水道や都市ガスの停止に備えた対応に関する事項及び電力会社からの貸与等による小型発電機の使用に関する事項を追加しているので、留意願いたいこと。

3 在宅患者の対応について

さきに実施した「人工呼吸器等を使用する在宅療養患者の状況調査」において、3時間程度の停電に対応する準備が整っていない在宅患者がいる場合には、早急に別紙2の事前の対応を行っていただきたいこと。

4 人工呼吸器等を使用する在宅療養患者の緊急相談窓口について

国においては、人工呼吸器等を使用する在宅患者・家族、療養を担当している主治医や訪問看護ステーションからの緊急相談を受けるため、別紙3の医療機関に相談窓口を設けていること。

(〇〇課〇〇担当)

(通知文例2)

〇〇第 号
平成24年6月 日

各郡市医師会長 様
各市町村長 様

北海道〇〇総合振興局(振興局)
保健環境部〇〇〇〇長

計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について

計画停電の実施に備えた医療機関、社会福祉施設及び在宅患者等の対応については、本年6月〇日付け〇〇第〇〇号により通知したところですが、今般、厚生労働省医政局から、計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について連絡があり、各医療機関、訪問看護ステーション、医薬品卸売販売業者及び高度管理医療機器等販売(賃貸)業者あて通知しましたので、お知らせします。

(〇〇課〇〇担当)